

國第一回 參議院司法委員會會議錄第三十九號

- 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○家事審判法案（内閣提出、衆議院送付）

○農業資産相続特例法案（内閣提出）

○經濟考察官の監査検査等に關する法律案（内閣送付）

○昭和十九年法律第四號經濟關係糾則の整備に關する法律の一部を改正する法律案（内閣送付）

○北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局美瑛出張所設置に關する請願（第三百六十五號）

○仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願（第四百一十九號）

○國立療養所栗生樂園風死事件に關する陳情（第四百八十四號）

○青少年保護事業團體救濟に關する陳情（第五百五號）

○種災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地區を定める法律案（内閣送付）

昭和二十二年十一月六日（木曜日）午後二時二十八分閉會

本日の會議に付した事件

○種災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

○昭和十九年法律第四號經濟關係糾則の整備に關する法律の一部を改正する法律案

○委員長(伊藤修君) 司法委員會を開
會いたします。本日は本委員會に預備

審査のため付託せられたところ幾次都
市借地借家臨時處理法第二十五條の二
の災害及び同條の規定を適用する地區
を定める法律案を上程いたします。先
ず政府委員の本案に對するところの説
明を御伺いいたします。

○政府委員(奥野健一君) 罷災都市借
地借家臨時處理法第二十五條の一の災
害及び同條の規定を適用する地區を定
める法律案の提案理由を御説明いたし
ます。

果、ここに本法律案を提出することに相成つた次第であります。本法律案におきましては、前述の第二十五條の二の災害として五つの災害を指定し各災害につきそれべく一乃至三の適用地區を設けておりますが、この指定の大體の標準は、終戦後最近までにおける灾害、震災、風水害等の灾害により全焼、全壊又は流失した戸数が千戸程度以上に達した市町村、尤もすでに戰災地又は疎開地として罹災都市借地借家等處理法の適用されておる市町村に

味において施行したのですありますが、今度新しく法律を適用する場合におきましては、この臨時處理法の中の第二條の「二年間」というものは、「二年間」とすべきものでありますから、「但し第二條の適用については「二年間」とあるは「一年とす」、こういうような不合な規定を添えて、先達つての改正の際には一年を二年に延ばしました部分は一年に改めることの規定を加えて本案を成立せしめることに賛成いたします。

國體の役職員に對しても右兩罪の成立を認め、その職務執行の公正を擔保することを目的として設けられたものであります。が、國家總動員法、その他經濟統制法令の多くはすでに廢止せられて、統制の方式につきましても重要な修正が加えられ、本法は實情に副わない點を生じて參りましたので、今回これがため、必要最小限度の改正を行ふことにいたした次第でございまます。

果、ここに本法律案を提出することに相成った次第であります。本法律案におきましては、前述の第二十五條の二の災害として五つの災害を指定し、各災害につきそれべく一乃至三の適用地域を設けておりますが、この指定の大體の標準は、終戦後最近までにおける災害、震災、風水害等の災害により全焼、全壊又は流失した戸数が千戸程度以上に達した市町村、尤もすでに戰災地又は疎開地として罹災都市借地借家臨時處理法の適用されてゐる市町村にしまして、更に各都道府縣當局、その他意向をも考慮いたしまして、これを定めたわけであります。何卒慎重御審議の上速かに御議決あらんことをお願いいたします。

味において施行したのでありますから、今度新しく法律を適用する場合におきましては、この臨時處理法の中の第二條の「二年間」というものは、「一年間」とすべきものでありますから、「但し第二條の適用については二年間」とあるは「一年とす」、こういうような場合の規定を添えて、先達つての改正の際には一年を二年に延ばしました部分は二年に改めることの規定を加えて本法案を成立せしめることに賛成いたします。

○委員長(伊藤修君) 本案に對するところの餘餘の質疑は他日に譲りまして、この法案に對しましてはこの程度で以て質疑を打切りたいと存じます。御異議ありませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) ではさよう決定いたします。

次に昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案も、豫備審査のために本委員會に付託せられた次第であります。これを上程いたしまして直ちに政府がこの法案に對するところの御説明をお伺いいたします。

○政府委員(國宗繁君) 只今上程されました昭和十九年法律第四號經濟關係罰則の整備に關する法律の一部を改正する法律案についてその提案理由を御説明申上げます。この法律は經濟關係の各種法令中賣職罪及び秘密漏泄罪に対する法律案についてその提案理由を御説明申上げます。この法律は經濟關係

團體の役職員に對しても右兩罪の成立を認め、その職務執行の公正を擔保することを目的として設けられたものであります。しかし、國家總動員法、その他經濟統制法令の多くはすでに廢止せられまして、統制の方式につきましても重要な修正が加えられ、本法は實情に副わない點を生じて參りましたので、今回これがため、必要最小限度の改正を行うことになつた次第でございまます。

以下その改正の要點を御説明申上します。御承知の通り本法は第一條に引きまして、國家總動員法第十八條第一項又は第三項により設立されましたるわゆる統制會營團又は金庫等の役職員に對しては、これと公務員と看做しまして、直接刑法の適用を受けるものとし、第二條におきまして、統制會營團等の役職員に對し、演職罪に關する特別規定を設け、刑法よりもや軽い罰則を定め、且兩者いずれの場合におきましても、その適用を受くべき團體、營團、金庫、會社等は勅令によつて是れに指定すべきものとなつておる所以あります。然るにやはり第一條の關係におきましては、國家總動員法の存続する船舶運營會を除きまして、他不存在しないことになりましたので、停止に伴いまして、同法第十八條によつて設立せられた統制團體は、經濟的に存続する船舶運營會につきまして、船上統制團體に關する部分を削除いたしました。船舶運營會につきまし

- 昭和二十二年十一月六日(木曜日)午後
二時二十八分開會

○本日の會議に付した事件

○難災都市借地借家臨時處理法第二十
五條の二の災害及び同條の規定を適
用する地圖を定める法律案

○昭和十九年法律第四號經濟關係範圍
の整備に關する法律の一部を改正す
る法律案

○家事審判法案

第四部 司法委員会会議録第二十九号 昭和二十二年十一月六日 [審議院]

は、附則によりてその存續中尙本法の適用を受くるようにいたしたのであります。

次に第二條の關係におきまして、統制方式の改訂に伴いまして、民間團體において統則の権限を行使する場合はなくなりましたが、同時に新しく政府の國家統制の補助業務を行うものを生ずるに至つたのであります。後者におきましては、關係業者から報告を徵し、又は調査をして割當計算案を作成するなど統制事務の相當重要な業務を行うものでありますから、官廳の統制事務に對し、實質的に相當重大な影響を及ぼすものと考えられるのであります。また、この種の補助機關の役職員の成立を認め、その公正なる職務の執行を期待すべきこと從來の統制會社と變らないと申すべきであります。

更に統制事務の補助は行わないにしましても、獨占事業であるがために、事實上強力な縛りを有する事業につきましては、やはり右と同様のことが申されるのであります。この種獨占事業の大部は、昭和二十二年法律第五十四號すなはち私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律によつて禁止められておるのであります。この理由によりますと、獨占事業は婚姻ができない未成年の子供は婚姻ができない。未成年の子供は婚姻ができない。

これららの理由によりまして、統制の補助機關及び獨占事業を新たに指定すべきものと考へられるのであります。

それで、第二條の規定に所要の改正を加えたいと存する次第であります。

尙從來第一條及び第二條の適用を受けておらず、この國體等は勅令によつて指定すべくべき國體等は勅令によつて指定すべきものとなつておつたのであります。

が、更に公明を期するため、現に必要を認められておりまするものについでは、本法中に別表を以てこれを掲げ、將來新たに別表に掲ぐる必要ありと認められるものにつきましてのみ政令を以て追加し得ることとする所存であります。

尙第六條の秘密漏泄罪を適用せらるべき國體は、勅令を以て指定すべきこととなつておつたのであります。

事實上秘密を持たない團體については同罪の成立し得ることは勿論でありますし、且右の如く、特に勅令により指定することは却て不合理なる結果を生ずると考えられますので、今回その部分を削除し、團體の指定による制限を受けないこととしたのであります。

その結果、形式的には別表に掲ぐる團體につきまして、すべて同罪が成立し得ることとなるのであります。

が、事實上秘密を有しない國體について同罪の成立せざることは右に申述べた通りでありますので、實質的には從来と結果を異にしないと存する次第であります。

以上要點のみを簡単に御説明いたしましたのであります。尙詳細につきましては御質問によりましてお答えいたしたいと存じております。何卒慎重御審議の上可決あらんことを希望いたしました。

○小川友三君 本案の大體の趣旨には

上當然に獨占となる事業、いわゆる自然獨占の事業は同法の適用を除外されおりまして、この種法人の役職員に

おきまして、獨占の優位を頼んで偏頗な行為をなすときは、非常な弊害を伴うことが豫想されるものであります。

これが理由によりまして、統制の補助機關及び獨占事業を新たに指定すべきものと考へられるのであります。

近における父母一方の同意だけでいいこ

とも、やはり父母の同意は必要でない

處ス、「或いは「七年以下ノ懲役ニ處ス」

といふ條項であります。これは罪の軽い者に體刑を加えるということに

分與して貰うという、數箇所より實質を分與して貰うという特典が、應用する場合はできるのであります。この

七百九十二條に、養子は離縁せずして

万圓以下の罰金又は七年以下の懲役もなりますので、一萬圓以下の罰金又は三年以下の懲役に處す、或いは二

つ又はそれ以上の養子に行くことは一つもではないか。又修正する御意思

であります。刑法の罪よりも、第二

〇政府委員(國宗榮君) 第二條は刑法

でありまして、刑法の罪よりも、第二

〇政府委員(國宗榮君) 第二條は刑法

と一樣の罰金刑を課するといふこと

と養子を決めまして、そうして養子を

分與して貰うといふこと、數箇所より實質を分與して貰うといふこと、

が、これと別に別表を以てこれを掲げ、將來新たに別表に掲ぐる必要ありと認められるものにつきましてのみ政令を以て追加し得ることとする所存であります。

尙第六條の秘密漏泄罪を適用せらるべき國體は、勅令を以て指定すべきこととなつておつたのであります。

事實上秘密を持たない團體については同罪の成立し得ることは勿論でありますし、且右の如く、特に勅令により指定することは却て不合理なる結果を生ずると考えられますので、今回その部分を削除し、團體の指定による制限を受けないこととしたのであります。

その結果、形式的には別表に掲ぐる團體につきまして、すべて同罪が成立し得ることとなるのであります。

が、事實上秘密を有しない國體について同罪の成立せざることは右に申述べた通りでありますので、實質的には從来と結果を異にしないと存する次第であります。

○委員長(伊藤修君) お詫びいたしま

す。この法案に對する質疑は他日にこ

れを譲りたいと思ひますが、如何でございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたしました。

○委員長(伊藤修君) お詫びいたしま

す。この法案に對する質疑は他日にこ

れを譲りたいと思ひますが、如何でございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたしました。

○委員長(伊藤修君) お詫びいたしま

す。この法案に對する質疑は他日にこ

れを譲りたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○委員長(伊藤修君) お詫びいたしま

す。この法案に對する質疑は他日にこ

れであります。この點に對する質疑は他日にこ

れを譲りたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○委員長(伊藤修君) お詫びいたしま

す。この法案に對する質疑は他日にこ

すべきものと考えられるのであります

まして、いきなり「三年以下の懲役」

て、一人の養子に行つた者が、甲乙丙

か、何十年か續いて、政府はどうする

も反対であると、「う場合には喫煙がで

きない。未成年の子供は婚姻ができるないといふのであります。憲法の趣旨から行きますと、できるだけやけに離婚者者のだけの合意で成立せしむることが、適當であるのであります。唯例外

近における父母一方の同意だけでいいことにした方が、むしろ適當であろうといふことで家事審判所の同意で以てこれに代えるという方法をとらなかつたわけであります。

にも、やはり父母の同意は必要でないのです。でも、只今お話をのように、婚姻によつて未成年者が成年者とみなされるのであります。それが離婚してしまつたあとに、更に又未成年者になるが

さて、戦争の状態になつたわけでありまして、そこでこの民法改正の際にも、非常に研究したのであります。しかし、早急にこの中に事實婚を認

に持つて行きたいものと、いうふうな考
から、事實婚をむしろなくして、正式
な法事婚を一般に普及徹底して貰いた
いというふうに考えておるわけであり
ます。

○中村正雄君 次に七百六十條、これ
は小さな問題ですが、婚姻から生ずる
費用の分擔、この點夫婦間におきま
で協議が整わない場合は、おそらく相
當うるを得るところと想る。そろそろ、今
外として未成年の未熟の子供につきま
しては、やはり思慮分別が十分でない
といふ保護の意味から、未成年の婚姻
の場合に限つて、父母の同意というこ
とを認めておきたいものとせよ。井

という問題は、結局正面から明かでないでの、結局解説問題にならうかと思いますが、大體立案の當時の考では、一旦婚姻して、一人前に抜つた者であるから、たとい離婚しても、やは

用することは非常に困難でありまして、取りあえず憲法の要請に従つた改正だけをいたすという考から、この度はこの中に公然事實婚の採用といふことを見合せたわけであります。併しながら

そこで現在に於ける民法の規定によれば、夫婦の間の財産は、夫婦の間で、認めないわけには参らぬので、そういうものについてどうするかといふような點につきまして、この民法の中に、折角民法としては法律婚

とおもふにこなれるとおもひます。併
しながらこの點もできるだけ遠隔障壁を
と申しますが、父母の中の一人でもおも
あ同意を與えるといふようなことであ
れば、大體保護の點からいっても十分
である。本來ならばこの場合でも父母

○政府委員(奥野健一君) これは、専用の分擔に關する處分につきましては、やはり一般的の訴訟となると思ひます。しかし、家事審判所の關係はどうなりますか。

り一旦婚姻をした経験のある者はむしろやはり成年者として取扱うというふうに解釋をいたしておつたわけであります。婚姻中離婚する場合につきまして、これは父母の同意が必要といったきまでの事であります。

そこでその本業におきましては、やはりこれの法律全體に亘つて再検討をいたす場合があろうと思うのであります。ですが、その場合には、事實婚の問題を専門的に検討いたしたいと思つております。

届出主義を探りながら、同時にその民法の中で、内縁関係と夫婦と同じように取扱うということは、矛盾することありますので、民法の建前として、それはやはり婚姻とみなさないといふような建前で行つておりますが、

○中村正雄 次に一般問題であります
が、婚姻の成立につきまして、婚姻法と
ということにつきまして、現行民法と
同じように届出主義をとつておるわけ

はり法律婚、いわゆる届出主義を探して、婚姻の成立の時期を明確にいたしまして、届出上、從来通りの届け婚の主義を採ります。關係上、從来通りの届け婚の主義を採ります。而して今までの届け婚の主義を採つたわけであります。

たのであります。そういうわけでこの、事審判所で決めることになつており、場合に父母の意見が一致しないときに、は、家事審判所の審判でもつてこれに代えるという行き方も、一つの考え方三つと二つ、つまり二つ、あります。○中村正雄君 次に、前の七百五十一條、「未成年者が婚姻をしたときはこれを成年に達したものとのみ

であります。この關係上、やはり今までと同様に慣習上認められた儀式によって實際やつておりましても、届出がなければ、やはり認められないといふ關係上、特に届出以前の配偶者の

うふうなものが、不必要になり、又の廢止と共に、家督相続人でも、廢の手續をしないで、自由に婚姻ができるもの、或いは戸主の同意という御承知以上に、父母の同意と

と考へますか。父母の同意をうながすが、そういう意味で子の保護、子の意思分別の補充といったような考え方でありますから、むしろそういう第三者的な官廳たる家庭裁判所がそれを補うよ

相續權その他については、今後も相當問題が起ると思いますが、やはり今の内緒関係等が恐らく生ずるわけであります。が、これに對して何か救濟その他

る。女戸主であつた者でも、廢家
か、或いは隠居といふよろな手續も
ないで、自由に婚姻ができるといふ
うになりましたので、比較的從來と
ひこゝきの風土と、ちことは自由に

りも、やはり身近にいる父母いすれか一方の同意だけで足るといった方が、事情としてはいいのではないかといふように考えまし、いろいろ例え親睦者と離婚の場合に決めるような場合

○政府委員(奥野健一君)　實は内線の問題にござりますが、お尋ねの方はなつておるがどうか、お

に、協議ができないから家事裁判所でどうふように持つて行つておるやうなつておつて、婚姻が成立すれば、婚の場合にも父母の同意もなによ要らない。こうじょうふに考えられますが、これでよろしいのですか。

○政府委員(奥野健一君) 离婚の場

春議會等におきまして、十数年に亘り
まして、事實婚を採用すべきかどうか
ということについて、いろいろ研究を
いたしましたのであります。最後まで結
論を得ることができません状態になつて

第四部 司法委員会会議録第三十九号 昭和二十二年十一月六日 [參議院]

合におけるべきとする損害賠償、これは不合理な夫婦關係を繼續するというようなことがあります。兎に角多額な損害賠償をしなければならんといふら、損害賠償の類等につきましても、著しく少額であつたのであります。今後におけるこうした場合の損害賠償についての標準は、後來とに著しく増額されることは差支ないようにも考えられます。が、その點は政府としてどんなお考を持つておるのであるか伺いたいのであります。

○政府委員(奥野健一君) その點につきましては、離婚の場合に財産の分與を請求することができるという想定を七百六十八條、これは裁判上の離婚の場合にも準用になつておりますが、であります。この思想は夫婦の間の財産といふのは、これを夫婦の努力によつて元來で始めたものであるので、夫婦別れをする場合においては、その財産の分割のよろな意味並びに又離婚された者の生計を保障するという意味、或いは只今仰しやしましたとよだれ損害賠償、慰藉料といったよろな意味の、そういう大うな思想を全部ひつくるめまして、財産の分與を請求することができるといふことはいたしましたのであります。この財産分與といふことになりますと、これはその額が協議で決められないと、それはその額が裁判所が決めるのであります。が、これはまあ財産の分與といつたよろな思想もあるぐら

判所が決めることで、法律におきましては別に半分とか、そり一いつたような明確な標準はありませんから、實際の具體的な事情に応じて家事審判所が決めるということになつて生るわけであります。が、大體におきまして從來の損害賠償、慰藉料の請求といふものよりも、餘程多くなるものというふうに考えております。

○鬼丸義義君 裁判上の離婚の場合には、當然柱手方か一つの責任を負わなければならん。財産の分割を請求する場合より外に、例えは配偶者の一方に對して不道行爲を爲したことの特段の責任が、それに加重されるのだと思します。それに對しまくる財産分與の請求權以外に、そろしたような責任に対する賠償の意味はどういうふな扱いによつて決めそのであるかどうか、その點一つ伺いたい。

○政府委員(奥野健一君) 大體財產分與の請求を認めたる旨は、弁否申しましたよう、いろいろな意味で財産の分割の意味も含んでおりりますが、財産の不法行為による損害賠償請求権といふものは、この財產分與の他に認めていいのじやないか、といふには、その不法行為による損害賠償請求権といふものには、この財產分與の他に認めていいのじやないか、といふように考えておりますので、それは一般

○鬼丸義齋君　そういたしますると、無論財産がないにいたしまして、相手方に對して債權の主張をなすことが許されることは勿論であります。すると、私の伺いますことは、その請求權の額、それは從來とは固より著しく違つて、やはり一般の損害賠償の標準によつて、事實上精神的或しに物質的に受けたる損害は、そのまま何とか斟酌することろなく賠償する義務があるのだ。こういうふうに解してしのでありますか。

○政府委員(奥野健一君)　一般の不法行為として、損害の算定等をしたうべきものと考えております。

○松井道夫君　七百三十條に「直系血族及び同居の義族は、互に扶け合とななければならぬ。」としう慈父力のことにして、通常の直系血族及び同居の義族は、當然その医薬その他の費用を負ひ合つてやるのが普通である。しかし、又それが道徳としうことに杆抜いておるのであります。民法は、道徳といふものは道徳でこざしませんので、それをここに道徳のままでしうものと入れじまとしうことに、どういうこととてある。見方によつては必ず不體的である。しかし、どうに考へらうとも、夫婦は同居し、互に協力と扶養の義務をしてたよなものを規定すべきにならぬ。」と、いう規定をもつてます。それがから七百五十二條の「夫婦は同居し、互に協力と扶養の義務をしてたよなものを規定すべきにならぬ。」と、いう規定をもつてます。それが法律上の義務を規定したと言つべきものであります。また趣旨であれば、これは法律上の義務を規定したと言つべきものであります。しかし、やはりそこには「互に協力し

それから「扶助」という字句が用いてあります。たと、直ちに断定いたすことができない。やはり道徳規定のような感じがしますのでありますするが、先ずその點について御意見を伺いたい、と思います。
○政府委員(奥野健一君) 御尤もな點であります。先ず七百三十條につきまして、「直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならない。」と、いうのは、御説のように、道徳的な規定として設けたのであります。これは民法から法律上の家の制度を廢めました關係から、一般國民として、我が國の實際の、現實の家族制度それ自體を否定するのではないかといふふうに誤解されることは困る。我が國の從來の実際の親族共同生活をする家庭生活といふものは、むしろ美風として尊重して行かなければならぬ、どこかに明かにいたして置きたい。う考えから、特に七百三十條を設けて民法は、法律上の家の制度は廢めたがいわゆる現實の家庭生活を否め否定するものではなくて、親族共同生活は他良く扶け合つて行かなければならぬ、という、いわば道徳的な規定を設けたのであります。これが法律上のどうしよう扶養の義務といふことになると、こういう意味ではなく、いわゆる道徳的な規定として規定したので、そういう意味からいたしまして、法律の中にこれまで置くことがどうかという議論も、多少とも效果があれば、必ずしもすべくある。これがあるからといって、これが現実の家庭生活の親睦といふ點に法律的效果を伴うものだけで、それ以外のものは全然入れてはいけないと、

ものでもなく、最近の立法においては、相當そういうたよな道徳的な規定も置いておるので、そういう意味でこの七百三十條を置いたのであります。ところがこれに反しまして七百五十二條におきましては、これは夫婦の同居義務とそれから扶養の義務、こういふ法律上の義務は當然あることを前提として、それをも含む意味で書いたのであります。「互に協力し扶持しなければならぬ」というふうに改めたのであります。

「互に協力し扶持しなければならぬ」ということは、法律的な意味における扶養の義務は勿論のこと、それ以上に精神的、經濟的にお互に協力し扶持合うといふ、やはり道徳的な意味も加味した表現としてこういふ表現を用いたわけでありまして、夫婦の関係は男女平等の権利に基いて互に協力をして維持しなければならないということが、憲法二十四條にある。その「協力」という言葉を持って來たわけでありましたして、そうして「扶持」といふようにないたしましたのは、夫婦の間で扶養義務というふうにいたすことは、如何によくも、協力して扶持合うといふ意味を強く現わしたわけであります。而してこの関係につきましては、家事審判法の先程申しました九條の乙類の第一號に「民法第七百五十二條の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に關する處分」ということを規定いたしまして、これが同時に法律的な效力を持つことは、この家事審判法九條乙類の一號の規定から見ても明らか

をいたしたのであります。現在協議離婚が相當自由にできて、而も届出のみによつて效力が生ずることになつておるので、その間或第等も豫想いたされますので、できることなら家事審判所等において、本當に夫婦別れをする意思があつて、届出をするのであるかどうかといふことを確かめるといふようなことが非常に望ましいことであると思うのであります。そこでそういう點も一應考えましたのであります。が、ただ從來我が國においては、協議離婚は届出だけができるという大體の國民感情になつておりますのと、將來協議離婚について一々裁判所なり、家事審判所なりの確認を必要とするといふことになりますと、やはり非常に億劫がつて離婚して、事實上は全然夫婦でない實際でありながら、届出でれば簡単にできますが、裁判所の一々確認を得るということであれば非常に面倒がつて、法律上は夫婦でありながら、事實上はもう本當に離婚してゐるんだといつたような、法律と事實とが違つておることが非常に多くなりはしないか、ということを非常に懼れますので、現在やや簡略に取扱われておる感みがあるのであります。現在通り届出だけで離婚ができる。これに對して家事審判所等の確認といふことが程ましいが、現在の國民感情ではそこまで必要じやないというふうに考えましたのも、又この家事審判所が一々確認いたすといふことになりますと、大體最近におきましては、一ヶ月離婚の件数は大萬件くらいになつております。それをお二百數十ヶ所の家事審判所で一々度意を確かめるとといふ手續をとることも、これは負擔の上において相當なこ

とになるのではないか。将来家事審判所には、そういうことも専よく考えてよいのではないかと思いますが、認定審時における家事審判所に六萬件等の確認の事件を背負わることは負擔が大きくなり過ぎるのではないかといったような、いろいろな悩みから従来通り届出だけで離婚ができるという制度を踏襲いたしたわけであります。

○委員長(伊藤修君) 松井さんに申上げますが、まだ澤山ありますか。

○松井道夫君 いやそう澤山あります。只今の御説明中、法律上は婚姻をしておつて、事實上はそうでないようになることができる處があるといふ點は、これは考えなければならないことでありますと思つております。併しながら、今の家事審判所の能力の點の御意見は、必ずしもそうではないのじやないかというように考えるであります。この離婚についての確認ということは別にむずかしいことないので、本當の意味の確認でござりまするから、何とも審判事件は或いは調停事件といったような性質が全然ないので、必ずしも家事審判所にこれをやつて貰う必要はないでありますと私は思います。簡易裁判所の判事の確認で十分であると思ひます。簡易裁判所でありますならば、家事審判所の數倍の数があるのでござりますから、假に年六萬件といたしますても、大した負擔には相成らないと存するのであります。その點についての御意見を伺いたいと存じます。

尚次の問題に移りますが、先程中村委員からの質問がございました内総關係であります。内総關係は、これは将来法律の知識が進めばなくなる。さ

う簡単に考えられませんので、これは日本の農村その他に根強く残つておりますやや封建的な考から、子供がでるまで様子を見ようとか家風に合うか合わんか様子を見ようとか、主として姑であるとか或いは小姑であるとか、そういうたよな夫婦の周囲の者の意見で届出がなされないことが多いのですから、この夫婦が届出ることを法律上できないうな制度は皆廢止されたからといって、將來の法律知識の進歩と相俟つて直きなくなつてしまふといふことは考えられないと存じます。それでどうしても内線關係の教済といふことは、これは女性の地位を高める上から言いましても、或いは婚姻といふものの大目に取扱う上から言いまして、どうしても憲法の改正に即應した改正として直ちに取上げるのが相當ではないかと私は存するのであります。私こいたしましてはこの届出主義、これは結構なことであると存するのであります、ただ届出主義の及びません、その弊害と言いますか。それを救うという規定を入れる。かような意味合いで申しておるのであります。主として財産の分與、それから相續關係でござります。ただ内線關係ありや否や、その他先程申したような理由で籍が入らないその關係で、相續について言えば、三分の一なら三分の一のものを相續させらるべきが必ずしも正當でないといふようなことがありますならば家事審判所の介入を認めまして、或程度減らせるとかというような配慮を用いれば必ずしもそうちむずかしいことはないじやないか。將來の根本改正を待つて十分の考慮を加えまして初めてできるという

○政府委員(奥野健一君) 第一の點につきましては、折角家事審判所といふものを新しく設けまして、家庭事件、いろいろ離婚の確認というようなことを取扱いたいと考えておりますので、こうして離婚の確認といふようなことを簡易裁判所へ持つて行かすということについては、ちょっと家事審判所を設ける趣旨と紙觸いたしますので、俄に御賛成申上げかねるのであります。次に内縁の關係についてでありますから、これは財産分與或いは相續等について、それに婚姻の場合に準するような規定を設ければいいではないかという御意見で、一應御尤もと考えるのであります。が、果して内縁關係があつたかどうかということの確定が、實は非常にむずかしいので、形式的な慣習による儀式があつたかどうか。或いは儀式があれば尚よいのですが、事實上同棲しておるとか、或いはただ時々いろいろ關係があるといふふうなとの、その間において、どういうところでもつて内縁關係あり、妻なら妻に準すべきものであるということを決めることが、相當困難であつて、それによつて相續人の中に加つてくるかこないかが決ますつてくるということになると、非常に利害關係を持つ部面が廣くなりますので、その點どういうふうな規定を設けますか。政府としてはまだその點については確たる確信はないのであります。たゞ今の御説のように、農村等におい

周囲の関係から籍を入れないといふような事柄は、從来のようには戸主の父母等の同意がなければ届出ができないかったので、そういうことで牽制する事ができますが、今後はそういった父母等の同意が必要でなくなつたことから、そういう點においては從来とは變つて参るのではないか。そういう意味で、自由に届出ができるような状態に将来なるのでありますから、できるだけ皆届出によつて……その時期等について明確な標準を立て、はつきりとした婚姻状態に入らうために、やはり届出主義を守り、それ以外のものは、むしろ法の建前においては認めないとしますが、行き方がよいのではないかといふように、現在のところ考えております。

私道内緒關係、或いは事實婚の關係は、本筋と研究いたして書きたいと考えております。

松井道夫君 最後に細かい點を二三伺いたいと思うのであります。今、遺言養子といふものを作られたのに行き方がよいのではないかといふ貴益があるのであります。これは養子にしたいが、その人の性質がよく分らんなどいうことで、遺言で養子をするといふことは、さしましようが、併し全然ないわけはないのであります。現に私の実際の例としてあまりないことであります。又現在遺言養子の遺言書いておられる人は、別に經過規定のないようですが、その遺言無効になつてしまふものかどうか。

これは負擔の上において相當なこ
も、來生

考感を加えまして初めてできるといふ

だ只今の御説のようだ、農村等にお

が無敵になつてしまふものか。どうか、

このことが一點であります。それから夫婦の一方の子を養子とする場合には、自由に夫婦双方でなくして、自由に「人でやることができる」というようなことに相成つておると存じます。これは七百九十五條の但書にあるのであります。これが現行の民法ですと、たしか一方の他の配偶者の同意といふことに相成つておつたと存するのであります。八百四十一條「他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル。」これはやはり他の一方の同意を必要とするとした方がよろしくないかと私考えるのではあります。というのは、子供でありましても、いろいろ性質もありますし、又いろいろな関係で、別れておるような子供もなつたのであるかということをお尋ねしたいと思います。それから八百四十二條であります。が、後任の後見人を家庭裁判所に請求するといふ規定であります。が、この中に、父又は母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母ということになつておる。その父又は母が後任の後見人を裁判所に請求するということに相成つておるようでありりますが、この父又は母が親権を失つたことにより、親権の喪失で家庭裁判所に、外の親族や検察官の請求で親権を失わされた。その父や母に、親任の選任を請求するというふうに要領であります。が、この父又は母が親権を失つたことによりますと、ちよつと難きを定のように見えますが、その點は如何強いると言いますか。實行不可能の規定であります。が、その三點をお尋ねいたします。

○政府委員(奥野健一君) 第一點は遺言養子をどうして止めたかという問題であります。が、遺言養子というのは、結局自分の家督相続人を作る。或いは家名を繼がすというために、從来設けられたものでありまして、將來の養子制度は、そういうたよな家を繼ぐための養子というよりも、子供の保護或いは親子の愛情といったような意味で養子の制度を認めるのであります。それで、家のため、家を繼ぐためといふうなために認めるのではないといふのであります。そういう意味で、家を繼がすために今まで認められておられた遺言養子の制度は、家を廃止するのと同じ考で、これを止めにいたしましたわけであります。(委員長退席、理事松井と道夫君著席) 従いまして例えば從来遺言でそういうことをいたしましても、経過法にも規定いたしておらないので、效力がないことになるわけであります。次の七百九十五条の場合であります。夫婦の中の一方の子供を養子とする場合は、これは他の一方の同意を必要としないで、これは夫婦の間の子供にするのでありますから、他の一方の子供でありますから、その他の子とする場合は、これは他の一方の同意を必要としないで、これは夫婦の間の子供にするのでありますから、他の一方の子供を養子とする場合は、これは夫婦ともにやならないのである。而も他の一方の同意も必要じゃない。従つて他の一方の養子とする場合は、これは夫婦ともにやならない。而も他の一方との關係においては依然として實子の關係が續くべきだ。夫婦と一緒にした場合においては、一方だけで養子となり、一方との關係においては依然として實子の關係が續くべきだ。夫婦と一緒にしたことになり、それでいいのではなく、いかということにいたしまして、從来の八百四十一條をいろいろ改め

たわけであります。次の八百四十二條でありまするが、これはやはり後見人がなくなつた場合、選瀬なくあととの後見人を選任いたしたいといふ考から、最もこの關係をはつきり分つておる者から選任の請求をいたすことによつたのでありますて、難きを強いるものではないかといふ懸念もさることながら、この場合は別に請求しないからといって、實は罰則もなにも附けてないわけでありますて、そういう意味で一日も早く後見人の選任を得たいといふ意味で、一應の選任を請求する義務を課しておりますが、これは別に罰則等でその義務を制裁づけるという程の強い趣旨にできておりものではないと御承知を願いたいと思います。

○小川友三君 時間もありませんから、簡単に申します。第九百條でありまするが、九百條の第四號に嫡出でない直系卑屬の相續分は嫡出である直系卑屬の相續分の二分の一とするといふ條項であります。それから父母の一方の父母兩方ある分の二分の一である。これは憲法第十四條の違反であると信じます。(理事松井道夫君退席、委員長著席)すべての國民は、法の下に平等です。あつて、人種、信條、性別、社會的身分」云々このところに、これは無理に除外したものと思しますが、二號の子供でも三號の子供でも、社會的身分におけることは同等であると憲法で認めておるに拘わらず、ここに差別待遇として、半分やううといふ條項がありますが、これは本委員の斷乎として認め難いところでありまして、これは平等といふ

けてやる。双親揃つていなくても、又平等に分けでやるといふことが、これ等は正しい法律でありまして、憲法の十一条と十四條を無視しまして、この九百條の第四號の項目に對しまして承認をするといふことは、斷じてできないのであります。この九百條の四號の改正すべき要點は、この原案で行きますと憲法違反であり、又二號、三號を獎勵することにもなるのであります。

二號や三號の子は三分の一で済むのだから、精々抱えて置こうというようなな獎勵にもなりますので、これを本員のだ主張する同額の支給を、憲法第十四條によつてやるということになりますと、無論平等を認める憲法を承認するのであり、又二號、三號の子も同じ身上を受けるのだから、これは生まないようにしてよろ。生むのでも、一ダースのところを一人か二人にしようとして、制限ができますので、これの修正を主張いたします。政府の御答撃が若しありましたらお伺い申し上げます。

○政府委員(奥野健一君)　これは九百條の四號の前段の方は現行通りでありますて、要するに憲法が婚姻を非常に尊重しておるのは、これは正當な婚姻の尊重であつて、いわゆる妾服等からできた子に對して差別待遇をすることになりますが、これはやはり正當な婚姻を尊重する意味から言つて止むを得ないのではないか。この點憲法違反ではないかといふ御議論もありますが、一體こういうのを相続人の中に入れるかどうかということ自體は、法律でもはり書きるので、妻を相続人の中に入れるか或いはどうかといったところが事柄。兄弟姉妹を相続人に入れるかど

うかといふような事柄。或いは嫡出の子でない者は相続人から排除するといふことは、やはり法律で以て決め得る事柄で、そういう意味で憲法違反ではなく、完全入れないといふこともできないし、入れるが半分といふこともあります。

又後段の方は、やはり自分に子供も何もない。結局自分の兄弟が自分の相続人になるという場合に、兄弟の中で自分と父母共に同じくする兄弟と父母の中一方しか同じくしない兄弟である。た場合に、やはり肉身の愛情として、父母の双方を同じくする兄弟の方へ餘計相続して貰いたいという意持がある。こういう人間の感情は各國共認められておつて、異母の兄弟、いわゆる全血の兄弟と半血の兄弟によつて、相続分を異にしておるのでありますし、この點もやはり憲法に違反するものではないという考の下に四號ができるおりますから、或いはその點多少見解の相違ということになるかも知れません。

○松村眞一郎君 私は遺留分について伺いたいと思います。今度個人を尊重するということに憲法がなつておりますから、遺留分の規定を存置する理由の方から考えなければなりませんが、どういう理由で遺留分を存置しなければならんか、それを伺いたいのであります。

○政府委員(奥野健一君) 自分の財産であるから、死後の處分を自由にして、いろいろ考も一方で確かに理由のあることでありまして、米國等はそういうふうになつておるようであります。然しながら一方法定相続の制度を認めて

おる。直系卑屬等が法律上當然に相続人になるといふ法定相続を認めます以上は、その者に全財産が行かない、外の者に全部くれてやつて、遺族に全然經濟的な保障を與えないといふことは適當ではない。そこで自由遺贈の主義とそれから法定相続をする以上、その遺族に對する經濟上の保障という要求との調和をどの點で圖るかという問題になりまして、結局或程度は自由遺贈主義に對しての制限を置いて、造族のために或程度の生活上の保障をしてやるといふことが適當であるうので、遺留分の制度ができるものと考えるのであります。この點は從来通り踏襲して行つてもいいのではないかといふ意味で、英米のように全然相続人を誰にするか、或いは誰に全部、どういうふうに處分しようとも自由であるといふ、そういう主義をとらなかつた關係上、遺留分といふものを從来通り認めるのが適當ではないかといふことに落着いたわけであります。

○松村眞一郎君 法定相續という意味が、私の意味とあなたのお考とは、一致しないと思います。從来のは家督相續でありますから、或意味においては義務的の相續であります。ところが今度は遺產相續で、利益のみを相續するのであって、何らそこに負擔がないのです。負擔のない利益の享受を相續人に強制しなければならん根據はどこにあるのか。決して法定ではないと私は思います。利益の分配のことを定めておるのであって、尙根本に遡つて申しますと、遺留分といふ制度は、一年前に全財産を處分してしまえばそれが半分といたしております關係上、れきりです。それはお認めになるでし

よう。一年前に全財産を贈與した場合に、あなたのいわゆる法定相續人が何の利益を得ますか。その點御答辭をお願いいたします。

○政府委員(奥野健一君) 一年前と雖も、いわゆる惡意で以てやつた場合に、自然行為かないうことは、御尤もと頗る減殺請求權があるわけでは、やはり減殺請求權があるわけでもあります。結局これを全部やつて、相続人に全然行かないといふことを知りながら取てやつた場合も、同様に減殺請求ができることになつております。

○松村眞一郎君 惡意ということは、なまに間違つておると思ひます。そこまで觸れませんが、元來遺留分は一年だけしか効力がないのでありますから、今申しましたように、一年前に公務員としてやはり遺留分を確保しておけば、それが大體妥當ではないか。やはり大きな財産を持つておる場合に、そぞれに應じてやはり遺留分をその割合で決めるのがいいのか。或いは遺族の生活ということだけでは遺留分の額を決定していいか。それは餘程問題であろうから、多くなる道理で、本改正案では、從来通りのいわゆる割合主義によつて遺留分の制度をとつたわけであります。

○松村眞一郎君 あなたのようにしてやればいいのではなく、それを御覽になりますと、惡意といふことは、一千萬圓の財産の半分を必ず相続させなければならんといふ義務は、私はないと思ひます。生きるようにしてやればいいのですが、子供が生存するだけの財産を遺してやつて、殆ど九割を公益法人に提供して、それがどこが惡意でありますから、多くなる理由で、本改正案をなされますと、惡意といふことは、致しないと思います。從来のは家督相續でありますから、或意味においては義務的の相續であります。ところが今度は遺產相續で、利益のみを相續するのであって、何らそこに負擔がないのです。負擔のない利益の享受を相續人に強制しなければならんとする、それが必要がどこにありますか。これが、その中の半分を遺さなければならぬと、どういうふうにお考えでありますか。

○政府委員(奥野健一君) これは民法の規定であります。それを惡意と御覽になります。そういうお考えを持つておられるのです。自分の死ぬのは何年先か分らない。今數千萬圓の財産をは残さなければならんといふことがあります。それを惡意と御覽になります。そういうお考えを持つておられるのです。自分の死ぬのは何年先か分らない。今數千萬圓の財産を

遺產相續をしなければ困るという場合の上から惡意ということになるのであります。が、個人の尊嚴を維持するに仰しやると、大きな財産を持つておる者は、いつも半分だけ處分ができる。個人の尊嚴もできないといふことは、金が入りますから別にあります。が、御説例の場合におきましては、そんなに遺してやらなくても生活が十分できる程度に遺してあればいいと思うのであります。でありますから、遺留分の制度をどういうふうに規定いはる。借金はあとに金が入りますから別であります。が、そういう考で惡意といふことを御解釋になるならば、それは私は間違つておると思います。そこまで觸れませんが、元來遺留分は一年だけしか効力がないのでありますから、今申しましたように、一年前に公務員としてやはり遺留分を確保しておけば、それが大體妥當ではないか。やはり大きな財産を持つておる場合に、そぞれに應じてやはり遺留分をその割合で決めるのがいいのか。或いは遺族の生活ということだけでは遺留分の額を決定していいか。それは餘程問題であろうから、多くなる道理で、本改正案では、從来通りのいわゆる割合主義によつて遺留分の制度をとつたわけであります。

○政府委員(奥野健一君) これは民法の規定であります。それを惡意と御観になります。そういうお考えを持つておられるのです。自分の死ぬのは何年先か分らない。今數千萬圓の財産を

遺產相續をしなければ困るという場合の上から惡意ということになるのであります。が、個人の尊嚴を維持するに限つて贈與はこれを減殺することができます。が、一年前のものでも、

遺留分の制度は現在まであつたのであります。その制度は踏襲したわけであります。そこで大體において一ヶ年内の

ものに限つて贈與はこれを減殺することができます。が、一年前のものでも、

當事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つてこれを減殺することができます。が、一年前のものであつて贈與をした。そういうものを悪意と

言つたわけであります。が、この場合に、或年代にうんと金が、あつたとい

う場合に、今これを呉れてやつても、将来又おのずから金もできるだらうし

判官が參與員の意見を聴きまするところ點でございますが、どの程度まで參與員の意見といふものを聽きまするものでございましょうか。どういうふうになりますのが、この第三條の上ではその邊が明瞭でございませんので、參與員の意見は相當重くお用いになりますか。いわばどう申してよろしいのでございますか、殆ど參與員の意見を審判官はお用いになるというようだ。これが運用されて行くのでございましょうか。その點を伺いたいと思うでございます。言うまでもなくこれは普通の裁判とはすつかり性格を異にいたしますて、いわゆる家族生活の家庭の問題、その紛糾、俗に申します仲裁は時にとつての氏神というようなことで、これを運んで行こう。こちから主眼でありますると承知いたしております。そこでこういう制度が實にこれは結構でありますると同時に、その審判のいたし方などいものは微妙な點がございまして、いわゆるその土地の人情、風俗、或いはこの審判を依頼いたしまする關係者の、いろいろ關係と言いまするか、その點の事情に相當通じまして公平な立場で、然も圓満なる審判が、乃至調停が行われて行かなければなりませんので、これはいわゆる審判官は裁判官、つまり常に仰せられてあります文人の司法官が、審判官がお當りますと、審判官は文人で、この參與員或いは調停委員といふものは、いわゆる文人を立會わせるのであって、文人といふお言葉が用いられてある。

まる、この問題の判決にはこの條文が當ては
を當てがうといふ法律の適用には玄人
がよろしくございましょうが、人情
の機微、家庭の問題のいろいろなこと
を聽いて、そこに圓満な解決を與えて
行くということに關しまするといふ
と、或いは存外素人の方が非常にいい
場合がある。つまりそこを見込んで
參與員調停委員といふ家事審判法のお
用い方、この制度のお立て方があると
思います。そうするとこれがぐじやく
じやの寄り集つての相談では果てがな
い。そこで裁判所といふ形で家事審判法の
所、審判官、裁判官のよう、この嚴
格な場所で、さうして一つ聞いて頂い
て、ちよつとお裁きを調停をして貰
う。よう聽いて貰う。分別して貰うと
しうことで、大變それが結構でござい
ますけれども、併し本當にそんな調停
ができるのは、この參與員とか調停委員
といふものの意見が非常に背景に當
る場合が多く、又多くなくてはなら
ん。こう考るのでございます。そこ
でこの參與員といふものの審判に關係
いたしまするのは、どの程度までそれ
が重くお用いになりますように運営さ
れて行きますか。どうなるのでござい
ましようか。この邊をこの條文の上では
はつきり伺い兼ねますのでお示し
を願いたいと思うのでござります。

度に參與員の意向を聽かくといふうに分けておりますが、これが「概には申上げられない」と考えます。この第九條に審判事項に甲類、乙類というふうに分けておりますが、甲類は本當に技術的な事柄でありますと、これは大して深く參與員の意図等を聽く必要のないようなものが多く機械的なものになつております。然るに乙類になりますと、は遺産の分割でありますとか、或いは扶養の義務の關係でありますとか、そういうのが多く複雜的な内容になりますとか、相當複雜な内容になつて参りますので、その點については甲類の場合と餘程事柄が違つて参りますと、ために、従つて參與員の意見を聽く程度のおのづから違つて来るのぢやないかと考えております。ただ乙類の事項は、大體におきまして先ず調停に一應かけることになつております。そこで調停になりますと、大陸におきましても調停委員會を作りまして、家事審判官と調停委員大體二人以上で以て組織する調停委員會が先ず調停に當つて、財產分與であるとか、或いは遺産の分割その他ことに乙類に掲げておる重要な事項を調停いたしますので、この場合は世故人情を通じた調停委員が單に諮詢機關ではなく、調停委員として實質的に調停を試みることになつて参りますので、そういう意味から参りますと、參與員といふよりもむしろ複雜な事件について大體調停が先ず行われますので、その點において調停委員が非常な活躍をいたすことになると考えております。勿論調停ができない場合には、審判ということになります。

が、この場合に審判官が參與員に意見を聽いてやることになりますて、參與員の意見を聽く度合はむしろ乙類に厚く甲類に薄いようになるのではないかろうかと思つておりますが、結局はこの參與員の人を得るということは重要な問題でありますて、世故人情を通じた適當な人を得たい。いろいろうに考えておる次第であります。最後の罰則の關係でありますて、大體只今お話をあつたものがむしろ二十九條に該當するところが實質上多かるうでありますて、二十九條におきましては、やはり懲役或いは三千圓以下の罰金になつておりまして、割合に重くなつております。この點は秘密漏泄罪等の關係でありますて、これ以上こうしたことになつたのであります。相談の上、こうしたことになつたのであります。大體只今のお話の場合は、職務上取扱つた人の秘密を洩らすという法の二十九條に當る場合が多かるうと思つて、この點については、相當法則は重いのでありますから、御心配の點は先ずなからうかと考えております。

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 employees in a company.

施行の費用といったましては、大體家事審判所は、舊來の區裁判所と地方裁判所の所在地に置くことになつておりますて、即ち結局二百七十八箇所に設ける豫定でありますて、このために専任の審判官といいたしまして四十九名、その外、他の裁判もやる兼任の意味で相當多数の判事の増員が認められておるわけであります。廳舍等についてはまだ豫算に載つておりませんが、そういう意味で人員の相當数の増加を豫算で認められておるわけであります。

〔議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) それでは先ず民法の一部を改正する法律案の討議に入りたいと存じます。

○松村眞一郎君 私は民法の一部を改正する法律案の成立に賛成する者であります。但し政府委員及び司法大臣總理大臣もこの委員會に出席され、いろいろ意見を開かせたのでありますから、私はただ、まだこの度の改正の中にも検討を加えるべきものがあると考えます。殊に民法の第一編、第二編に至りますては、明治二十九年のこれは制定でありまして、根本的に全部検討を加えなければならんと思ひます。そういう次第でありますから、この度の改正是が成立いたしましたても、この改正案を含めて、民法全體に對しまして速力に我々は全般的の改正を加えるということをここに宣言をいたしまして、取敢えず憲法の規定に附しないような箇條を除くことが本體になつて、この度の改正があるものと考えまして、私は只今申しました如く、速かに全面的の改正を我々はすることの必要あることを認めまして、そして本案の成立に賛成したいと思います。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見はございませんですか。

○「詰論打切り」と呼ぶ者あり
いよいよでありますから、.....

○委員長(伊藤修君) 他に御意見がなさいやうでありますから、.....

○鬼丸義彌君 私は衆議院の民法の修正に對しまする意見について賛成する者であります。政府の原案では、第一條の第一項として、「私權ハ總て公共ノ福社ノ福社ノ爲ニ存ス」という規定を新設いたしましたが、衆議院におきまして、右の規定を「私權ハ總て公共ノ福社ニ違フ」とじらことに修正いたしました。更に第一條の第三項として「權利ノ濫用ハ之ヲ許サス」という規定を附加することに修正をいたしたのであります。政府の原案の第一條第一項はその表現が行過ぎておりますて、私權とは公共の福社に適應するよう定められておりません。又公共の福社に反しないようにこれを行使すべきであることは、憲法の趣旨精神から申しましても明瞭であります。政府原案の如くに、私權が總て公共の福社のために存在するというのは、私權が専ら公共の福社に隸從するものであるということになつて、公益を優先といふ如き名目の下に、侵害を受ける虞れがあつて、行き過ぎたる觀念であります。この意味におきましても、私は衆議院の修正に賛同いたす者であります。又第一條第三項とて、「權利ノ濫用ハ之ヲ許サス」といふ規定を附加いたしまする衆議院の修正につきましても、憲法第十二條の趣旨は、この次に根本的に検討した方が好いぢやないか。こうした者の下に反対いたします。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見申上げておきますが、從來委員会におきましては修正意見の出た場合におきましては、修正意見が成立した場合もない場合も、各委員會で取上げておりますが、本來は賛成がないというと、修正の動議として成立しない次第でありますから、從来まことに議員の出された修正意見は參議院規則によつていたしましては動議は成立していよいよな形でありますから、從来まことにの取扱いになつておりますから、一應當委員会におきましても、修正御意見として取上げてこれを採決したいと思います。では採決に入りますから、修正意見二案を問題に供します。この修正意見に賛成の方の御起立を願います。

○委員長(伊藤修君) 大多數を以て否決いたします。

○委員長(伊藤修君) 少數と認めます。

○委員長(伊藤修君) 本案に對して全部を問題に供します。本案に對して御賛成の方の御起立を願います。

○(起立者多数)

原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本會議におけるところの委員長の口頭報告の内容につきましては、豫め御承認を得ることに御異議ありませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと認めます。

次に多數御意見者の御署名をお願いいたします。

〔多數意見者署名〕

○委員長(伊藤修君) 御署名終了と認めます。

次に家事審判法の討論に入ることにいたします。

○山下信信君 私は政府の原案に賛成する者であります。但し、この參與員並に調停委員の入選、その運用につきましては、この法案が特に人情、風俗を重んじて、そういう性格に作られた性質上、萬全の注意をお拂い下さるようには希望いたしまして原案に賛成する者であります。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見ありませんか……御意見がないようになりますから討論はこれを以て終結することにいたします。

次に採決に入ります。原案に對しまして全部を問題に供します。原案に對して御賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全會一致を以て原案通り可決いたしました。尙本會議におけるところの委員長の口頭報告の内容につきましては、豫め御了承を得ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) よう決定いたしました。多數御意見者の御署名をお願

三 業地開發營團	二十三 農業團體監查聯合會
四 地方食糧管圓	二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及全縣水產業會(東京都水產業會ヲ含ム)及中央水產業會
五 交易管圓	二十五 漁業會、製造業會、道府
六 恩賜金庫	二十六 別表甲號ニ及前各號ニ掲グモノノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關(郵便官署ヲ除ク)
七 庶民金庫	二十七 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第二十號(臨時物資需給調整法の一部を改正する法律)附則第二項ニ基キ經濟安定本部總務長官ノ指定シタル農業團體
八 復興金融金庫	二十八 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外昭和二十二年法律第二十號ニ掲グ爾事業ヲ營ム者
九 日本銀行	二十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第一條第一號又ハ第二號ニ掲タル事業ヲ營ム者
別表乙號	三十 地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム者
一 日本勸業銀行	三十一 軌道法第三條ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ營ム者
二 北海道拓殖銀行	この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。
三 日本興業銀行	十八條第一項又は第三項の規定により設立された團體については、同法のなお效力を有する期間の經過前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。
四 日本製鐵株式會社	
五 東北興業株式會社	
六 日本通運株式會社	
七 帝國燃料興業株式會社	
八 日本發送電株式會社	
九 帝國鑄業開發株式會社	
十 帝國石油株式會社	
十一 森林法ニ依ル森林組合及水產組合聯合會	
十二 漁業法ニ依ル水產組合及水產組合聯合會	
十三 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會	
十四 牧野法ニ依ル牧野組合	
十五 貿易組合法ニ依ル貿易組合及貿易組合聯合會	
十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合及貸室組合聯合會	
十七 酪農業調整法ニ依ル酪農業組合	
十八 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會	
十九 農林中央金庫	
二十 商工組合中央金庫	
二十一 產業組合法ニ依ル產業組合及產業組合聯合會	
二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合	

二十三 農業團體監查聯合會	二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及全縣水產業會(東京都水產業會ヲ含ム)及中央水產業會
二十五 漁業會、製造業會、道府	二十六 別表甲號ニ及前各號ニ掲グモノノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關(郵便官署ヲ除ク)
二十七 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第二十號(臨時物資需給調整法の一部を改正する法律)附則第二項ニ基キ經濟安定本部總務長官ノ指定シタル農業團體	二十八 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外昭和二十二年法律第二十號ニ掲グ爾事業ヲ營ム者
二十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第一條第一號又ハ第二號ニ掲タル事業ヲ營ム者	三十 地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム者
三十 軌道法第三條ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ營ム者	三十一 船舶法第三條ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ營ム者
三十 産業團體監查聯合會	この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。
三十 産業組合法ニ依ル產業組合及產業組合聯合會	十八條第一項又は第三項の規定により設立された團體については、同法のなお效力を有する期間の經過前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。